

仕様書

この仕様書は、那覇市(以下「甲」という。)と委託を受けた業者(以下「乙」という。)との令和 6 年度浴槽水等のレジオネラ属菌等検査業務委託に関し、必要な事項を定める。

1 履 行 期 間 契約締結の日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

2 検 査 項 目

- (1) 濁度
- (2) 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量
- (3) 大腸菌群
- (4) レジオネラ属菌

3 予定検体数 40 検体

4 検査方法及び基準

- (1) 那覇市公衆浴場法施行細則第 7 条第 2 項
- (2) 那覇市旅館業法施行細則第 7 条第 2 項
- (3) 公衆浴場における衛生管理要領等について(平成 12 年 12 月 15 日厚生省生活衛生局長通知 生衛発第 1811 号)の別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針
- (4) 那覇市浴槽水等のレジオネラ属菌等検査実施要領

5 検査試料の採水及び運搬

- (1) 乙は、採水を予定している日の前開所日までに、採水用容器を那覇市保健所生活衛生課に配送すること。
- (2) 検査試料は甲が採水し、乙の検査施設まで運搬することとする。

6 検査料金

当該委託契約は、「2 検査項目」に示したもののついて、次の6項目1検体あたりの単価契約とする。なお、それぞれの単価は、結果の報告や採水用容器代等本業務に係る全ての費用を含むものとする。

- (1) 濁度
- (2) 全有機炭素の量
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量
- (4) 大腸菌群
- (5) レジオネラ属菌 (培養検査法)
- (6) レジオネラ属菌 (迅速検査法)

7 検査結果の報告

- (1) 検査結果は、検査結果報告書(以下「報告書」という。)により報告すること。報告書の様式は、事前に甲と乙で協議して定める。
- (2) 報告書による報告は、検査試料の引き渡し後、40 日以内とする。また、検査結果が「4 検査方法及び基準」に定める基準を超過した場合の報告については、事前に甲と乙で協議して定める。
- (3) 報告書の提出先は、那覇市保健所生活衛生課とする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び委託業務内容等に疑義が生じた場合、甲と乙で協議して解決を図ることとする。